

## 「航空無線通信の技術的諸問題について」

諮問第 10 号（昭和 60 年 4 月 23 日）

### 1 諮問理由

航空無線通信は、国際電気通信条約及び国際民間航空条約により世界的に統一が保たれている。

したがって、これらの条約に基づく国連の専門機関である国際電気通信連合（ITU）及び国際民間航空機関（ICAO）に対しては、我が国が十分な協力を行い我が国の意見を反映させるとともに、その結果を踏まえて我が国の法令等に取り入れる必要がある。

このため、次の事項に関し継続的に審議をし、電波行政の円滑な推進に資するものとする。

- (1) ICAO の無線通信に関する会議で取り扱われる技術的諸問題（国際的事項）
- (2) ICAO の無線通信に関する勧告等により、国内の技術基準を整備する上での問題点及び対策（国内的事項）

### 2 答申を希望する事項

#### (1) 国際的事項

ICAO が開催する通信部会において、議論される無線通信に関する技術的諸問題に対する我が国としての意見及び寄与すべき事項

#### (2) 国内的事項

今後導入が予定される航空無線通信方式の地上設備及び機上設備の技術的条件

### 3 答申が得られたときの行政上の措置

#### (1) 国際的事項

国際会議（主として ICAO 通信部会）に対する我が国の対処方針に反映させる。

#### (2) 国内的事項

電波法関連省令の改正並びに電波の有効利用及び監理に必要な技術条件の策定に資する。